

第9章 対象地域

「横浜市環境影響評価条例」に基づく対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）は、以下の範囲が含まれる町丁域としました。

- ・工事中に、大気質、騒音、振動、地域社会の直接的な影響を受けやすいと考えられる敷地境界から概ね 100m の範囲
 - ・電波障害が生じるおそれがある範囲
 - ・現時点の計画における計画建築物の平均地盤面での日照障害の影響が及ぶ可能性がある範囲
 - ・風環境の変化が生じる可能性がある計画建築物の最高高さの約 2 倍（約 390m）の範囲
- 対象地域の町丁は、表 9-1(1)～(2)に示すとおりです。

表 9-1(1) 対象地域

区名	関係町丁名		
鶴見区	駒岡一～五丁目 上の宮一丁目	獅子ヶ谷一～三丁目 馬場一～二丁目、七丁目	北寺尾五～七丁目 東寺尾一丁目
港北区	綱島東六丁目	樽町三～四丁目	師岡町
神奈川区	松見町 1～4 丁目 大口通 七島町 浦島丘 東神奈川一～二丁目 二本榎 反町 1～2 丁目、4 丁目 幸ヶ谷 千若町 1～3 丁目 橋本町 1～3 丁目 山内町	西寺尾一～二丁目 西大口 白幡南町 立町 新町 旭ヶ丘 二ツ谷町 神奈川一～二丁目 星野町 栄町	大口仲町 白幡仲町 白幡東町 亀住町 斎藤分町 広台太田町 神奈川本町 青木町 出田町 大野町
西区	高島一丁目 花咲町 4～7 丁目 御所山町 西戸部町 1～3 丁目 東ヶ丘 赤門町 2 丁目	みなとみらい三～六丁目 戸部町 1～7 丁目 紅葉ヶ丘 伊勢町 1～3 丁目 境之谷	桜木町 4～7 丁目 戸部本町 宮崎町 老松町 霞ヶ丘
中区	内田町		
南区	伏見町 西中町 2～4 丁目 前里町 3～4 丁目 南吉田町 3～5 丁目 新川町 5 丁目 宮元町 1～2 丁目 井土ヶ谷中町 蒔田町	三春台 清水ヶ丘 白金町 2 丁目 山王町 3～5 丁目 花之木町 1 丁目 共進町 1～3 丁目 井土ヶ谷下町 大岡一丁目、三～五丁目	庚台 南太田一～三丁目 日枝町 2～5 丁目 吉野町 4～5 丁目 宿町 1～2 丁目 東蒔田町 榎町 1～2 丁目
港南区	上大岡東一～三丁目 港南四～六丁目	上大岡西二～三丁目 日野中央一～三丁目	笹下一～二丁目、五～七丁目 港南台一～三丁目、五～九丁目

表 9-1(2) 対象地域

区名	関係町丁名		
磯子区	岡村四～五丁目	森が丘一～二丁目	洋光台二丁目
栄区	上郷町 桂台中 上之町	尾月 桂台南一～二丁目 公田町	桂台東 犬山町

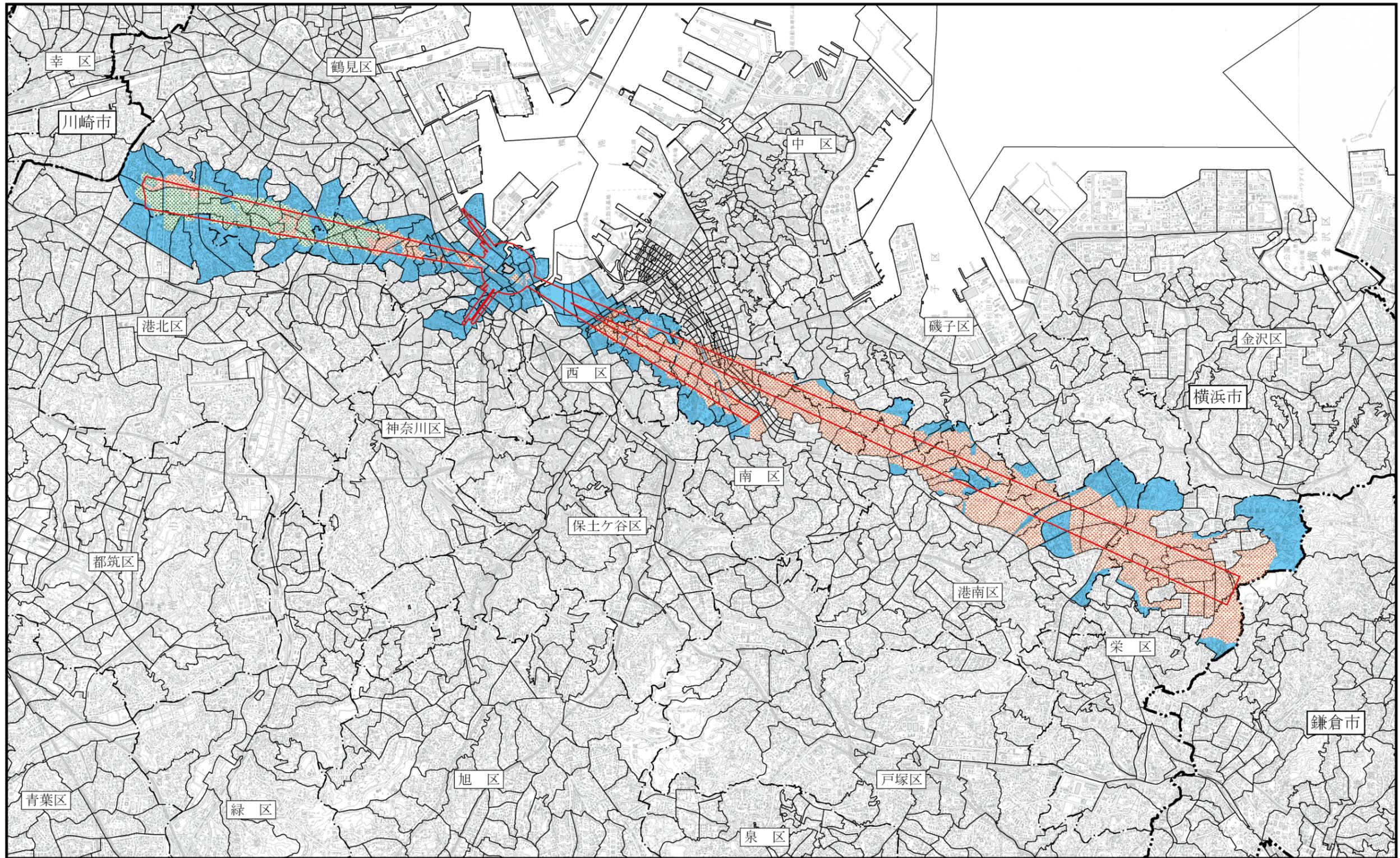


図 9-1 対象地域図

凡 例

- : 対象事業実施区域
- : 市 界
- : 区 界
- : 対象地域（準備書の内容について周知を図る必要がある地域）
- : 電波障害、日照阻害及び風環境の変化が生じるおそれがあると考えられる範囲
- : 対象地域のうち共同受信施設設置又はケーブルテレビ加入の多い地域
- : 対象地域のうち東京局受信又はケーブルテレビ加入の多い地域

